

コープみらい奨学金給付事業について

目 的

この奨学金給付事業は、組合員同士の助け合いの一つとして、コープみらいの組合員のひとり親家庭（両親がいない場合も含む）の子弟で、高等学校・高等専門学校に入学及び在籍するものを対象に援助します。

資 格

1. コープみらいの組合員の子弟であること
2. ひとり親家庭（両親がいない場合も含む）の子弟であること
3. 高等学校・高等専門学校に就学及び在籍する者であること
高等学校・高等専門学校に在籍する者は、2年・3年に進級する者

募集と応募

財団から奨学金の支給を受けようとする者は、以下の各号の書類を提出します。

1. 新入学生
 - ①奨学金申請書
 - ②収入証明書（源泉徴収票）のコピー等（収入が証明できるもの）
 - ③合格通知書のコピー（その他合格が証明できるもの）
 - ④個人調査書（中学3年間の学業成績表）
2. 高校在校生
 - ①奨学金申請書
 - ②収入証明書（源泉徴収票）のコピー等（収入が証明できるもの）
 - ③個人調査書（直近1学年の学業成績表）

決定と通知

提出された書類に基づき、奨学金選考委員会の選考を経て決定し、本人に通知します。

支給額及び機関

奨学金の支給額は月額1万円、支給する期間は3年間。但し、在校生の場合は、高校入学年度から3年間とします。

支給及び受領書の提出

奨学金は原則として本人に支給し、返還を求めません。支給された奨学生はその都度奨学金受領書を提出します。

異動届

奨学生は、以下の各号が生じた場合は、すみやかに財団理事長に届け出をします。

1. 留年になったとき
2. 傷病等のため4週間以上学校を欠席したとき（診断書添付）
3. 休学・復学・転校・退学したとき
4. 学校その他から賞罰を受けたとき
5. 本人及び親または、これに代わる者の身分・住所その他重要事項の異動のとき

停廃止

奨学生が以下の各号に該当する場合、奨学金の支給を停止及び打ち切る場合があります。

1. 傷病による長期休学、または復学が見込めないとき
2. 休学、または退学を命ぜられたとき
3. 学業の成績または出席状況が著しく不良になったとき
4. その他奨学生として適当でない行為があったとき
5. 前各号のほか、奨学金を必要としなくなったとき
6. 下記の必要書類が未提出のとき
 - ①採用時提出資料
新入生は、在学証明書・誓約書・ゆうちょ銀行口座
在校生は、学年進級確認書・誓約書・ゆうちょ銀行口座
 - ②学年進級確認書
学年が進級したときに提出
 - ③奨学金受領書
年3回の支給の都度提出

再開

停止事由が消滅した場合には、奨学金の再開を申請します。

辞退

奨学生は、いつでも財団理事長に辞退を申し出ることができます

選考委員会の構成

選考委員会の委員は、別に定めるところにより財団理事長が任命します。

実施細則

この規則の実施についての必要な事項は、別に定めます。

改廃

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行います。